

桑野社労士 & F P 事務所だより

平成 29 年 1 月 10 日

第 82 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

転職人気及び就職人気企業ランキング

DODA 転職人気ランキング

DODAが、「もし転職するならば、どの企業に転職したい?」というテーマで調査をし、支持を集めた上位 20 社です。



順位	前回	社名
1	2	グーグル
2	1	トヨタ自動車
3	3	ソニー
4	4	全日本空輸 (ANA)
5	6	Apple Japan
6	11	楽天
7	7	本田技研工業 (Honda)
8	9	資生堂
9	8	パナソニック
10	14	電通
11	5	オリエンタルランド
12	12	リクルートホールディングス
13	16	ヤフー
14	15	東日本旅客鉄道 (JR東日本)
15	28	アマゾン ジャパン
16	20	日本マイクロソフト
17	13	三菱商事
18	10	サントリーホールディングス
19	22	キーエンス
20	33	ソフトバンク

就職人気企業ランキング

2016 年卒業の学生を調査した『新卒就職人気企業ランキング』です。単に「好き・嫌い」の人気ではなく、「仕事の魅力」「会社の魅力」「雇用の魅力」「社会的責任の魅力」「採用活動の魅力」の 5 つの観点から、調査したものです。

順位	前回	社名
1	2	電通
2	1	全日本空輸 (ANA)
3	7	伊藤忠商事
4	3	JTBグループ
5	6	博報堂/博報堂DYメディアパートナーズ
6	19	サントリーグループ
7	16	ニトリ
8	10	資生堂
8	5	三菱東京UFJ銀行
10	4	日本航空 (JAL)
11	9	三井三菱銀行
12	8	オリエンタルランド
13	11	花王
14	20	東京海上火災保険
15	13	みずほファイナンシャルグループ
16	23	味の素
17	49	トヨタ自動車
18	13	旭化成ホームズ
19	26	三菱商事
20	27	NTTデータ

(裏面へ)

労働裁判事例 20

行橋労基署長事件(最高裁第2小判決、H28.7.8)

歓送迎会後の事故死の労災判断

【事実の概要】 T社は、中国研修生を受け入れて2か月の研修を行っており、E部長の発案により、研修生と従業員との親睦をはかるため、歓送迎会を行い、その費用はT社の福利厚生費から支払われていた。E部長は、次に受け入れる研修生2人が来日してきたことから、歓送迎会を開催することを企画し、従業員全員に声をかけ、B以外の従業員からは参加する旨の回答を得た。E部長はBに対し、改めて本件歓送迎会への参加を打診したところ、Bから「D社長に提出すべき資料を作成しなければいけないので、参加できない。」と言われたが、「今日が最後だから、顔を出せるなら出してくれないか。」と述べ、資料が完成していなければ、歓送迎会終了後に、Bと共に本件資料を作成する旨を伝えた。



Bは、歓送迎会が開かれた後も、A工場において資料を作成していたが、その作業を一時中断して歓送迎会に参加した。BはT社の総務課長に、歓送迎会終了後にA工場に戻って仕事をする旨を伝え、研修生からのビールを勧められた際にはこれを断っていた。Bは、歓送迎会終了後に研修生をアパートまで送って行ったが、その途中で対向車線を進行中の大型貨物自動車と衝突する交通事故にあい、死亡した。

その妻であるK(上告人)は、労災保険法に基づく遺族補償給付及び葬祭料の支給を、G労働基準監督署長(以下、G署長)に請求したが、G署長はBの死亡は業務上の事由に当たらないことを理由に、これらを支給しない旨の決定をした。

また、1審の東京地裁及び原審の東京高裁も、本件歓送迎会は、中国人研修生との親睦を深めることを目的とした私的な会合であり、T社の支配下にある状態で行われたものではないとして、業務上の事由によるものとはいえないと判断した。

【判旨】 原判決破棄、本件決定取り消し

Bは、T社により、その事業活動に密接に関連す

るものである本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、自己の業務を一時中断してこれに途中参加することになり、歓送迎会終了後に研修生らをアパートに送っていた際に本件事故にあったものということができる。Bは、本件事故の際、なおT社の支配下にあったというべきである。本件事故によるBの死亡と運転行為との間に相当因果関係の存在を肯定することができることも明らかであり、Bの死亡は労災保険法、労働基準法の業務上の事由による災害に当たるといえるべきである。

(次号に続く)

事務所からひとこと



昨年の話で申し訳ありませんが、行政協力で出務している京都市北福祉事務所と東山福祉事務所の「忘年会」に参加させてもらった。年金検討員としての行政協力は4年目になるが、初めてのこと。これまでは、最初に誘われたときに、会費をえらく安く言うので、遠慮して断っていた。しかし、折角の“縁”なので、今年は正規の会費を払い、両福祉事務所とも参加。

参加してよかったのは、やはり職場では知ることのできない個人の情報や、これまで知らなかった人柄がわかったことだ。両福祉事務所とも週1回の出務だが、これまで以上に親近感を持って働くことができそうだ。おまけに、ビンゴ・ゲームでは、3万円の商品券と年末ジャンボ自治宝くじ10枚をゲット。宝くじは、“大きな夢”を見ていたが、12月31日の抽選番号を確認すると、3,000円が1枚当たっていた。

私は、くじ運はあまり良くない方なのだが、これを機会に、何か良いことが起きそうな気がする。